

別紙1

奈良県自主防犯パートナーシップ登録制度実施要領第5条に規定する登録申請要件において奈良県が登録しないことが適切であると判断する場合とは、団体が下記(1)から(5)までのいずれかに該当する場合のことをいう。

- (1) 代表者等（役員等その他の運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 代表者等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 代表者等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 代表者等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

※ 上記(1)から(5)までの規定については、その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体又はその構成員について準用する。この場合において、「暴力団」は「その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体」に、「暴力団員」は「その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体の構成員」に読み替えるものとする。